

報告第15号

一般財団法人杉並区交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
一般財団法人杉並区交流協会の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和6年6月3日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

令和5年度

事業報告書
決算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

一般財団法人 杉並区交流協会

目次

| | | |
|--------------------|-----------|-----|
| 令和5年度 事業報告書兼成果報告書 | ・ ・ ・ ・ ・ | P 1 |
| 令和5年度 評議員会・理事会開催状況 | ・ ・ ・ ・ ・ | P 9 |
| 令和5年度 決算書 | ・ ・ ・ ・ ・ | P19 |
| 令和5年度 決算監査報告書 | ・ ・ ・ ・ ・ | P29 |
| 一般財団法人 杉並区交流協会定款 | ・ ・ ・ ・ ・ | P33 |

令和5年度

事業報告書兼成果報告書

1 在住外国人の支援に関する事業

| 事業名（会場） | 概要・成果 | 参加者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------------------|------------|----------------|------------|----------------|--|---|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|---|----|---|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|----|----|---|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|--|-----|-----|-----|-----|--|
| 杉並さんぽ 5月27日(土) | 杉並区在住・在勤・在学の外国人の方を対象に、「歩きながら街を知る」をキーワードに区内の施設等を案内した。阿佐ヶ谷駅で集合後、神明宮、杉並区役所にて起震車体験、中央図書館、荻窪体育館を通り、大田黒公園で抹茶体験をするなど、文化や防災に関する知る。参加国（13ヶ国・地域）：アメリカ、インドネシア、シンガポール、スウェーデン、スリランカ、チリ、ニュージーランド4人、ネパール、ベトナム2人、ベルギー、韓国3人、中国8人、台湾1人 共催：公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団 | 計55人 （外国人 26人） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国人サポートデスク （区役所、交流協会） | 相談員対応：英語＝月曜日午後、金曜日午前 中国語＝月曜日午前、第1・3・5金曜日午後 韓国語＝第2・4金曜日午後 ネパール語＝第1・3水曜日午前 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時 <相談実績> <table border="1" data-bbox="483 824 1414 1507"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>実施回数</th> <th>サポートデスク (人)</th> <th>事務局 (人)</th> <th colspan="2">合計 (人) (件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>18</td><td>20</td><td>16</td><td>36</td><td>40</td></tr> <tr><td>5</td><td>17</td><td>17</td><td>23</td><td>40</td><td>52</td></tr> <tr><td>6</td><td>19</td><td>27</td><td>30</td><td>57</td><td>66</td></tr> <tr><td>7</td><td>18</td><td>16</td><td>26</td><td>42</td><td>48</td></tr> <tr><td>8</td><td>16</td><td>8</td><td>15</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>9</td><td>18</td><td>10</td><td>18</td><td>28</td><td>36</td></tr> <tr><td>10</td><td>18</td><td>9</td><td>17</td><td>26</td><td>35</td></tr> <tr><td>11</td><td>16</td><td>16</td><td>24</td><td>40</td><td>46</td></tr> <tr><td>12</td><td>18</td><td>15</td><td>6</td><td>21</td><td>28</td></tr> <tr><td>1</td><td>15</td><td>16</td><td>24</td><td>40</td><td>52</td></tr> <tr><td>2</td><td>14</td><td>18</td><td>27</td><td>45</td><td>55</td></tr> <tr><td>3</td><td>19</td><td>24</td><td>33</td><td>57</td><td>66</td></tr> <tr><td>合計</td><td>206</td><td>196</td><td>259</td><td>455</td><td>548</td></tr> <tr><td>前年度 (R4)</td><td></td><td>133</td><td>194</td><td>327</td><td>378</td></tr> </tbody> </table> | 月 | 実施回数 | サポートデスク (人) | 事務局 (人) | 合計 (人) (件数) | | 4 | 18 | 20 | 16 | 36 | 40 | 5 | 17 | 17 | 23 | 40 | 52 | 6 | 19 | 27 | 30 | 57 | 66 | 7 | 18 | 16 | 26 | 42 | 48 | 8 | 16 | 8 | 15 | 23 | 24 | 9 | 18 | 10 | 18 | 28 | 36 | 10 | 18 | 9 | 17 | 26 | 35 | 11 | 16 | 16 | 24 | 40 | 46 | 12 | 18 | 15 | 6 | 21 | 28 | 1 | 15 | 16 | 24 | 40 | 52 | 2 | 14 | 18 | 27 | 45 | 55 | 3 | 19 | 24 | 33 | 57 | 66 | 合計 | 206 | 196 | 259 | 455 | 548 | 前年度 (R4) | | 133 | 194 | 327 | 378 | |
| 月 | 実施回数 | サポートデスク (人) | 事務局 (人) | 合計 (人) (件数) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 18 | 20 | 16 | 36 | 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 17 | 17 | 23 | 40 | 52 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 19 | 27 | 30 | 57 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 18 | 16 | 26 | 42 | 48 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 16 | 8 | 15 | 23 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 18 | 10 | 18 | 28 | 36 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 18 | 9 | 17 | 26 | 35 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 16 | 16 | 24 | 40 | 46 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 18 | 15 | 6 | 21 | 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 15 | 16 | 24 | 40 | 52 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 14 | 18 | 27 | 45 | 55 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 19 | 24 | 33 | 57 | 66 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 206 | 196 | 259 | 455 | 548 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度 (R4) | | 133 | 194 | 327 | 378 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国人のための無料専門家相談会 令和6年2月17日(土) （区役所第4会議室） | 在住外国籍住民等が生活の中で抱える問題について、弁護士、行政書士、税理士、社会保険労務士などの専門家に、無料で、通訳を介して相談することができる相談会を、東京外国人支援ネットワークの一員として開催した。 ▶相談者25人、専門家9人、通訳ボランティア7人、スタッフ9人 計50人 ▶相談者の国籍：6か国 ▶内容別件数 25件 ※事前予約制で実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本語教室 （杉並区交流協会） | 3つのボランティアグループが協会の会議室で日本語教室を実施 ▶LTC友の会（火曜日午前・午後、木曜日午前・午後） ▶ALLグループ（金曜日午前） ▶日本語交流クラブ（水曜日午前） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 語学ボランティアの登録・運営 | ① 杉並版ボランティア登録数1,868人（令和6年3月31日現在） うち語学ボランティアの登録数1,228人（イベント等との重複登録可） ② 派遣実績（通訳・翻訳／講師派遣）120人（前年度124人） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|--|--------------------------------------|
| <p>やさしい日本語 ～オンライン～ ①-1 6月21日(水) ①-2 6月28日(水) ～対面～ ② 7月5日(水) (杉並区職員会館)</p> | <p>区内在住の日本人を対象に、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」を学ぶ講座を開催した。実際に外国人ボランティアの方と実践練習を行う体験型講座。 ①-1：講師による「やさしい日本語」講義 ①-2：実践練習を行う体験講座 外国人ボランティア：中国、台湾、スリランカ、ベトナム、タイ、ロシア、モンゴル（計7人） ②同じ内容。外国人ボランティア：中国2人・アメリカ、ドイツ、スペイン、ネパール、ベトナム（計7人）</p> | <p>①-1：21人 ①-2：27人 ②：38人</p> |
| <p>日本語教育推進事業 〔 区役所第9会議室、 高円寺駅前会議室、 済美教育センターほか 〕 (分担金事業)</p> | <p>① 子ども日本語学習支援ボランティア養成講座 日本語教師や地域日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援するボランティアを養成する講座を、7月6日から9月21日にかけて実施した。(全10回) 【応募状況】124人 【受講】32人(修了者32人) ② 子ども日本語教室の開催 *日本語専門講師が中心となり教室を運営し、ボランティアがマンツーマンで子どもの日本語学習をサポートしている。また、保護者の生活上の心配事を相談する「保護者の会」を始めた。 【日時】4月10日から令和6年3月21日 1. 高円寺教室(小学生)：毎週月・水曜日午後4時15分～5時50分 2. 済美教室(中学生)：毎週火・木曜日午後4時30分～6時 3. 保護者の会：毎月第1・3水曜日午後4時30分～5時30分 【受講者数】 1. 高円寺教室：28人 2. 済美教室：16人 3. 各回保護者6～7人程度 *夏季補講(夏休みの宿題確認など)7・8月に各2回実施 ③体験学習の実施 及び季節の行事体験 ・7月：七夕笹に願い事を飾りつけ(8人) ・7月：杉並区の交流自治体・忍野村でとうもろこし収穫体験(30人) ・1月：ボランティア企画によるお正月あそび体験(57人)</p> | <p>① 32人 ② 44人 ③ 95人</p> |

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

| 事業名 | 概要・成果 | 参加者 |
|-------------------------------|--|----------------|
| 東京高円寺阿波おどりを通じた交流事業 (分担金事業) | ① 交流自治体等への阿波おどり訪問団の派遣 ▶名寄市：6月17日(土)～19日(月) (31人) ▶南伊豆町10月14日(土)～15日(日) (31人) ▶青梅市：3月10日(日) (31人) ▶東吾妻町は中止 ② 東京高円寺阿波おどり参加交流自治体の受け入れ ▶8月26日(土) 交流自治体おどり団受入 | ①93人 ②103人 |
| 国内交流自治体との交流推進事業 (分担金事業) | ①料理を通して学ぶ交流自治体 ・5/30 名寄市…14人 ・9/3 南相馬市…20人 ・9/27 北塩原村…13人 ・3/27 忍野村…19人 ②忍野村とうもろこし収穫体験 7/30 (子ども日本語教室の生徒を対象に実施) | ①計66人 ②30人 |
| 台湾との文化・芸術交流事業 (分担金事業) | ① 東京高円寺阿波おどり台湾公演の実施 踊り連94人、関係者22人 現地観覧者62,500人 ② 国立台湾戯曲学院雑技公演 ・すぎなみフェスタ公演 (600人) ・セッション杉並公演 (211人) | ①116人 ②811人 |

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

| 事業名 (会場) | 概要・成果 | 参加者 |
|--|---|--------------------------|
| 外国人による 日本語スピーチ大会 令和6年3月9日(土) (区役所第4会議室) | 外国人が日本で生活体験や自国との文化の違いなどを日本語で発表した。 ▶発表者 11 人 ▶参加者の国・地域：中国、韓国、ウズベキスタン、ウクライナ、アメリカ、タイ | 124 人 |
| 海外文化セミナー 「ブルガリア」 12月16日(土) (セッション杉並) | ブルガリアの文化や歴史に関する講演、展示、舞踊、観光紹介などを通じて、ブルガリアの文化・魅力を区民に紹介し、相互理解を深める機会とした。協力：駐日ブルガリア共和国大使館、ブルガリア音楽グループ「バルカン」、日本・ブルガリア青少年文化交流会、早稲田大学校友会杉並稲門会、ゆめある舎 | 600 人 |
| まるごと台湾フェア in すぎなみフェスタ 11月4日(土)5日(日) (桃井原っぱ公園) | 中学生の野球交流や阿波おどり台湾公演など、杉並区が交流を重ねる台湾について、その魅力を講演やワークショップを通し、広く区民等へ紹介した。今年度はすぎなみフェスタと合同で開催した。 【ミニステージ】 4日 台湾雑技(出演：台湾戯曲学院生徒) 全2回 5日 台湾原住民舞踊(出演：在日台湾原住民連合会) 整理券配布 4日・5日 台湾歌謡を歌おう(講師：張瑞銘) 整理券配布 座席数50席 【ワークショップ】 4日「台湾茶の楽しみ方～お話と試飲」(講師：林太一) 全3回 参加者：各回12人 参加費：500円 5日「台湾スケッチ～copicで描こう」(講師：佐々木千絵) 全2回 参加者：各回12人 参加費：1,000円 【親子で楽しむランタン作り】 各日先着150個 無料配布。 【夜市ゲーム】 瓶釣り、輪投げ、スマートボール。無料 【展示コーナー】 東京高円寺阿波おどり台湾公演2023の写真展示 【台湾グルメ・特産品の販売】 各日15テント | 4日 50,000人 5日 55,000人 |

4 その他交流協会の目的を達成するために必要な事業

| 事業名 | 概要・成果 |
|------------------------|--|
| 協会報等の発行 | 機関紙（交流ニュース）の発行 ▶発行時期：4月・7月・10月・1月 ▶発行部数：各月5,000部 ▶配布先：会員・区施設・区広報スタンド・交流自治体・JR・私鉄各駅・その他関係団体 ニュースレターの発行 ▶発行時期：5月・6月・8月・9月・11月・12月・2月・3月 ▶発行部数：各月1,300部 ▶配布先：会員・関係者（レターフレンド）・区施設・関係機関 LINE配信 登録者数 159人（友達追加数／令和6年3月31日現在） |
| 協会ホームページ等の運営 | ホームページ ▶アクセス数：平均92,823件/月（前年度：平均94,540件/月） Facebook ▶ページフォロワー数：2,244人（前年度：2,206人） ▶投稿回数：78件（前年度：100件） |
| 会員制度の運営 | 各種会員数 ▶賛助会員（個人）：134人（前年度：144人） ▶賛助会員（法人）：2団体（前年度：2団体） ▶レターフレンド（外国人会員）：199人（前年度：207人） |
| サポート委員 （区民事業ボランティア） | 広報担当5人 事業担当9人 |
| コミュかるショップの運営 | フェアの開催 4月 なみすけフェア 6月 忍野村フェア 8月 サマーフェア 10月 なみすけフェア 12月 名寄おもちフェア 2月 小学生名寄自然体験交流事業学習成果発表会（出張販売の商品手配） 3月 南相馬市応援フェア、なよろスイーツフェア |

5 事業の成果（総評）

新型コロナウイルス感染症が終息し、4年ぶりに東京高円寺阿波おどり台湾公演をはじめ、12月の交流自治体中学生親善野球大会も台湾で開催するなど、各種の事業・イベントを再開することができました。

また、国内交流自治体との交流推進事業では、6月に北海道名寄市、10月に静岡県南伊豆町、3月には青梅市で阿波おどり団の派遣を行うことができ、阿波おどりを通じた市民交流が促進されました。

在住外国人の支援に関する事業では、新たな取組として、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団と共催で、区内在住・在勤・在学の外国人を対象に区内の神社や図書館、体育館、公園等の施設をめぐり自分が住む街を知ってもらう「杉並さんぽ」を実施しました。この取組の一環として区役所防災課協力のもと、起震車に乗り地震体験をしてもらうなど、防災意識の向上を図りました。

杉並区日本語教育推進事業では、令和5年1月から実施した子ども日本語教室も順調に運営がなされ、高円寺教室では小学生28人、済美教室では中学生16人の外国人等児童・生徒が日本語を学びました。さらに、日本語教室では、外国人児童・生徒の体験学習として、新たに交流自治体の忍野村の協力のもと、夏休みを利用して「とうもろこし収穫体験」事業を実施しました。現地の農家の方から収穫方法を教わった後、200本ものとうもろこしを収穫しました。参加した子どもたちからは「とうもろこしを折ってとるのが楽しかった」「とうもろこしが甘くておいしかった」、学習支援ボランティアからは「子どもたちが目を輝かせながら、とうもろこしを収穫する様子や水遊びではしゃぐ姿にほほえましく感じました」等の感想が寄せられました。この様に交流協会単独ではなく、区役所の各セクションや他団体、他自治体と協働することにより、それぞれの事業の内容を濃いものにしつつ、行政課題の解決にもつながる取組となりました。

多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業においては、11月に「まるごと台湾フェア」を開催しました。会場を「すぎなみフェスタ」に移し、テーマを「すぎなみ台湾夜市」として、天井にはランタン、手相や鳥占い・かき氷のパネル、そして小ステージでは台湾歌謡や台湾原住民舞踊、台湾雑技など台湾夜市の雰囲気でも多くの区民に台湾の魅力を知ってもらう機会になりました。12月には「海外文化セミナー」を開催しました。今回は、ブルガリアを取り上げ、当日はブルガリア駐日大使も来場されました。会場では、ブルガリアの魅力を紹介する講演会や演奏などがあり、ブルガリアの文化や歴史を知り、理解を促進するイベントとなりました。

その他、交流協会の目的を達成するために必要な事業として、コミュかるショップの運営では、なみすけフェアをはじめ忍野村、名寄市、南相馬市等国内交流自治体を紹介するフェアを開催しました。また、1月の能登半島地震への支援として、石川県能登地域にある道の駅の商品の販売を実施し被災者支援に取り組みました。

以上のとおりであるが、令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので作成しない。

令和5年度

評議員会・理事会開催状況

| | |
|---------------|-------|
| 一般財団法人杉並区交流協会 | 評議員名簿 |
| 一般財団法人杉並区交流協会 | 役員等名簿 |

一般財団法人杉並区交流協会評議員名簿

令和6年3月31日

| | 氏名 | 所属 |
|-----|-------|----------------|
| 評議員 | 日沼 禎子 | 女子美術大学 |
| 評議員 | 富澤 武幸 | 東京高円寺阿波おどり振興協会 |
| 評議員 | 嶋田 和子 | アクラス日本語教育研究所 |
| 評議員 | 小原 幹晶 | 東京都行政書士会杉並支部 |
| 評議員 | 齊藤 俊朗 | 杉並区 |

評議員会開催状況

| 回数 | 開催年月日 | 番号 | 内容 | 結果 |
|-----|-----------|-------|-------------------|------|
| 第1回 | 令和5年4月26日 | 議案第1号 | 議事録署名人の選出について | 原案承認 |
| | | 議案第2号 | 評議員・理事及び監事の選任について | 原案承認 |
| | | 議案第3号 | 事業報告及び収支決算について | 原案承認 |
| | | 議案第4号 | 定款の変更について | 原案承認 |

一般財団法人杉並区交流協会役員等名簿

令和6年3月31日

| | 役職 | 氏名 | 所属 |
|----|------------------|---------|-----------------|
| 1 | 理事長 | 井上 泰孝 | 杉並産業協会 |
| 2 | 副理事長 | 板倉 徳枝 | 杉並ユネスコ協会 |
| 3 | 常務理事 (兼務事務局長) | 幸内 正治 | 杉並区交流協会 |
| 4 | 理事 | 吉田 洋之 | 東京杉並ライオンズクラブ |
| 5 | 理事 | 小竹 良夫 | 東京杉並ロータリークラブ |
| 6 | 理事 | 川名 海男 | 杉並区商店会連合会 |
| 7 | 理事 | 川副 隼平 | 東京青年会議所杉並区委員会 |
| 8 | 理事 | 大藪 邦嗣 | 東京商工会議所杉並支部 |
| 9 | 理事 | ホリー ペトル | 早稲田大学演劇博物館招聘研究員 |
| 10 | 理事 | 坪川 征尋 | 杉並区 |

| | | | |
|---|----|------|------------|
| 1 | 監事 | 十川 稔 | 東京税理士会杉並支部 |
| 2 | 監事 | 森 雅之 | 杉並区 |

理事会開催状況

| 回数 | 開催年月日 | 番号 | 内容 | 結果 |
|-----|------------|-------|--------------------------|------|
| 第1回 | 令和5年4月26日 | 議案第1号 | 代表理事、副理事長、常務理事等の選任について | 原案承認 |
| | | 報告1 | 事業報告及び収支決算について | 報告了承 |
| | | 報告2 | 定款の変更について | 報告了承 |
| 第2回 | 令和5年11月21日 | 報告1 | 令和5年度上半期事業報告と今後の予定 | 報告了承 |
| | | 報告2 | 令和5年度上半期中間監査の結果 | 報告了承 |
| | | 報告3 | 杉並区総合計画・実行計画の改定 | 報告了承 |
| 第3回 | 令和6年3月25日 | 議案第1号 | 令和6年度 杉並区交流協会事業計画(案)について | 原案承認 |
| | | 議案第2号 | 令和6年度 杉並区交流協会収支予算(案)について | 原案承認 |
| | | 議案第3号 | 評議員会の招集について | 原案承認 |

令和5年度

決算書

1. 貸借対照表
2. 正味財産増減計算書
3. 財務諸表に対する注記
4. 財産目録

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|-------------------|------------|------------|-----------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 27,603,671 | 22,689,293 | 4,914,378 |
| 売掛金 | 114,100 | 141,200 | △ 27,100 |
| 有価証券 | 27,500 | 50,500 | △ 23,000 |
| 商品 | 233,582 | 220,558 | 13,024 |
| 未収金 | 281,952 | 232,699 | 49,253 |
| 流動資産合計 | 28,260,805 | 23,334,250 | 4,926,555 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 |
| (2) その他固定資産 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産合計 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 |
| 資産合計 | 31,260,805 | 26,334,250 | 4,926,555 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 未払金 | 17,992,511 | 14,154,265 | 3,838,246 |
| 前受金 | 0 | 500,000 | △ 500,000 |
| 預り金 | 2,405,679 | 2,298,606 | 107,073 |
| 仮受金 | 3,580,354 | 2,911,839 | 668,515 |
| 流動負債合計 | 23,978,544 | 19,864,710 | 4,113,834 |
| 負債合計 | 23,978,544 | 19,864,710 | 4,113,834 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 指定正味財産 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 |
| 2. 一般正味財産 | | | |
| 一般正味財産 | 4,282,261 | 3,469,540 | 812,721 |
| 正味財産合計 | 7,282,261 | 6,469,540 | 812,721 |
| 負債及び正味財産合計 | 31,260,805 | 26,334,250 | 4,926,555 |

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|----------------|------------|------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 基本財産運用収益 | 51 | 12 | 39 |
| 受取会費 | 177,000 | 179,500 | △ 2,500 |
| 受取寄付 | 1,260,000 | 0 | 1,260,000 |
| 事業収益 | 7,791,727 | 7,913,969 | △ 122,242 |
| 受取補助金等 | 65,108,651 | 54,040,164 | 11,068,487 |
| その他収益 | 6,446 | 20,301 | △ 13,855 |
| 受取利息 | 406 | 229 | 177 |
| 雑収入 | 6,040 | 20,072 | △ 14,032 |
| 経常収益計 | 74,343,875 | 62,153,946 | 12,189,929 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | 28,575,546 | 16,261,783 | 12,313,763 |
| 管理費 | 44,482,608 | 43,587,595 | 895,013 |
| 経常費用計 | 73,058,154 | 59,849,378 | 13,208,776 |
| 当期経常増減額 | 1,285,721 | 2,304,568 | △ 1,018,847 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 1,285,721 | 2,304,568 | △ 1,018,847 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 473,000 | 426,900 | 46,100 |
| 当期一般正味財産増減額 | 812,721 | 1,877,668 | △ 1,064,947 |
| 一般正味財産期首残高 | 3,469,540 | 1,591,872 | 1,877,668 |
| 一般正味財産期末残高 | 4,282,261 | 3,469,540 | 812,721 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 7,282,261 | 6,469,540 | 812,721 |

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
減価償却の対象となる固定資産はない。
- (2) 引当金の計上基準
引当金は計上していない。

2. コミュかるショップの期末棚卸額は 233,582円である。

3. 仮受金について

- ①能登半島地震寄附金と②ウクライナ緊急支援寄附金については仮受金とし
内訳は下表のとおりである。

①能登半島地震寄附金

| | 寄附金累計 | 支給額累計 | 寄附金残高 |
|----|---------|-------|---------|
| 期首 | 0 | 0 | 0 |
| 期末 | 196,681 | 0 | 196,681 |

②ウクライナ緊急支援寄附金

| | 寄附金累計 | 支給額累計 | 寄附金残高 |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 期首 | 4,168,774 | 1,256,935 | 2,911,839 |
| 期末 | 5,451,338 | 2,067,665 | 3,383,673 |

※支給額累計に振込手数料等諸費用1,940円を含む

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|------------|------------|
| I 資産の部 | | |
| 1 流動資産 | | |
| 現金預金 | 27,603,671 | |
| 現金 | 13,000 | |
| 小口現金(コミュかるショップ) | 90,000 | |
| 普通預金(みずほ・一般1) | 16,111,547 | |
| 普通預金(みずほ・一般2) | 1,118,882 | |
| 普通預金(みずほ・コミュかる) | 6,623,219 | |
| 普通預金(西武信金・コミュかる) | 1,120 | |
| ゆうちょ総合 | 3,383,673 | |
| 郵便振替 | 262,230 | |
| 売掛金 | 114,100 | |
| 有価証券(なみすけ商品券) | 27,500 | |
| 商品 | 233,582 | |
| 未収金(販売手数料) | 281,952 | |
| 流動資産合計 | | 28,260,805 |
| 2 固定資産 | | |
| 基本財産 | 3,000,000 | |
| 固定資産合計 | | 3,000,000 |
| 資産合計 | | 31,260,805 |
| II 負債の部 | | |
| 1 流動負債 | | |
| 未払金(区への返還金) | 14,916,349 | |
| 未払金(その他) | 3,076,162 | |
| 預り金(健保・厚生年金) | 299,694 | |
| 預り金(雇用保険料) | 21,994 | |
| 預り金(所得税) | 79,089 | |
| 預り金(住民税) | 75,100 | |
| 預り金(受託販売) | 1,899,802 | |
| 預り金(チケット代) | 30,000 | |
| 仮受金(ウクライナ緊急支援寄附金) | 3,383,673 | |
| 仮受金(能登半島応援寄附金) | 196,681 | |
| 流動負債合計 | | 23,978,544 |
| 負債合計 | | 23,978,544 |
| III 正味財産の部 | | |
| 指定正味財産 | 3,000,000 | |
| 一般正味財産 | 4,282,261 | |
| 正味財産合計 | | 7,282,261 |
| 負債及び正味財産合計 | | 31,260,805 |

令和5年度

決算監査報告書

令和5年度一般財団法人杉並区交流協会
決算監査報告書

一般財団法人杉並区交流協会
理事長 井上 泰孝 様

一般財団法人杉並区交流協会監事

十川 稔

一般財団法人杉並区交流協会監事

喜多川 和美

一般財団法人杉並区交流協会定款第9条に基づき、理事長から監査に付された令和5年度一般財団法人杉並区交流協会の決算監査の結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の対象

(1) 令和5年度一般財団法人杉並区交流協会決算

- ①事業報告書及び成果報告書
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(2) その他の証書及び帳票類

2. 監査の日時及び場所

- (1) 実施日時 令和6年4月22日
- (2) 実施場所 一般財団法人杉並区交流協会 会議室

3. 監査の結果

貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）は、会計帳簿の記載金額と一致し、一般財団法人杉並区交流協会の収支及び財産状況を正確に示しており、かつ、事業報告書及び成果報告書から、その業務運営も一般財団法人杉並区交流協会の定款に基づき適正に執行されていることを確認した。

一般財団法人 杉並区交流協会定款

一般財団法人杉並区交流協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人杉並区交流協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、人と人とのつながり、地域と地域の交流を育くむことを通じて、多文化共生社会の創造と地方創生に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在住外国人の支援に関する事業
- (2) 国内外の自治体交流の促進に関する事業
- (3) 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 杉並区 区長 田中 良

拠出する財産及びその価額 現金 金300万円

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条に定めた財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。また、その結果については、理事会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が60,000円を超えない範囲で、評議員会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項に限り決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、評議員会の議事を主宰する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 前項で選定された代表理事を理事長とし、業務執行理事を常務理事とする。

- 4 理事のうち1名を副理事長とする。

- 5 監事は、当法人の評議員、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、

常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる

評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上3名以内とする。

3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、又は理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第2項の場合には、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる

理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することによって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、東京都杉並区に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第42条 当法人はその事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により

別に定める。

附則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

2 当法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

設立者 杉並区 区長 田中 良

住所 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

3 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 冨澤 武幸

設立時評議員 徳嵩 淳一

設立時評議員 日沼 禎子

4 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 井上 泰孝

設立時理事 板倉 徳江

設立時理事 岡本 勝実

設立時理事 幸内 正治

設立時理事 野村 浩司

設立時理事 小竹 良夫

設立時理事 川名 海男

設立時理事 奥 優

設立時理事 八方 淑夫

設立時理事 ホリー ペトル (HOLY PETR)

設立時代表理事 井上 泰孝

設立時監事 奥田 よし子

設立時監事 森 雅之

5 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人杉並区交流協会の設立のため、設立者の定款作成代理人である行政書士 中村正信は、本定款を作成し、これに記名押印する。

令和3年1月14日

設立者 杉並区

区長 田中 良

上記設立者の定款作成代理人

東京都杉並区高円寺南2丁目53番4号

アークビル高円寺301号室

行政書士 中村 正信

令和6年度

事業計画書

予算書

自 令和6年(2024年)4月1日

至 令和7年(2025年)3月31日

一般財団法人 杉並区交流協会

目 次

令和6年度 事業計画書 …………… 1

令和6年度 収支予算書 ……… 4

令和6年度

事業計画書

令和6年度 事業計画書

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日

1 在住外国人の支援に関する事業

杉並区内に住む外国人の方々が安心して生活できるように、相談窓口や通訳・翻訳業務を実施するほか、交流イベントや講座・体験会を開催する。

| 項 目 | 事 業 内 容 |
|----------------------------|---|
| 外国人サポートデスク (区共催) | 日常生活に関する悩み事や困り事などの相談、情報提供を通して外国人の暮らしを支援する。区役所の相談窓口で、協会のボランティア相談員により実施する。 ➡英語＝月曜日午後、金曜日午前 ➡中国語＝月曜日午前、第1・3・5金曜日午後 ➡韓国語＝第2・4金曜日午後 ➡ネパール語＝第1・3水曜日午前 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時 |
| 地域で暮らす生活知識と体験セミナー (区共催) | 在住外国人を対象に、杉並の魅力体験するとともに、地域で生活していくうえで必要な防災訓練、ごみの分別や交通安全指導等を楽しく学べる講座を開催する。 ➡5月、10月頃 |
| やさしい日本語教室 (区共催) | 日本人、在住外国人が互いに「やさしい日本語(わかりやすい日本語)」を学ぶことで、お互いを理解し、地域社会への受け入れ、日常生活の向上を目指していく。 ➡9月 |
| 在住外国人等に向けた情報の発信 (区共催) | ① 交流ニュースの発行 協会の交流事業や外国人に関わる行政情報を幅広く収集し、会員・区民・外国人・関係団体に提供する。 ◆発行時期：4・7・10・1月 ◆発行部数：各5,000部 ◆配布先：会員、レターフレンド、区施設、区広報スタンド、交流自治体、その他関係団体 ② ニュースレターの発行 協会の会員及び関係者に向け、タイムリーに協会の事業や各種情報を提供する。 ◆発行時期：5・6・8・9・11・12・2・3月 ◆配布先：LINEで配信 ③ 英字広報 ④ ホームページの運営 ⑤ SNS発信 (Facebook、LINE) |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>子ども日本語教室 (区共催)</p> | <p>帰国・外国人児童・生徒等が日本社会の一員としてより早く地域に受け入れられるよう、学校（教育委員会）と連携して、日常生活に必要な日本語を学習し、かつ居場所となる教室の運営を目指す。</p> <p>➡①月・水曜日教室：週2回（高円寺駅前会議室） ②金曜日教室：週1回（高円寺駅前会議室）※6月から ③火・木曜日教室：週2回（済美教育センター）</p> |
|---------------------------|--|

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

杉並区の国内外交流自治体等との交流を深めるため、東京高円寺阿波おどりを通じた交流や市民交流を目的とした自治体への体験交流事業などを実施する。

| 項 目 | 事 業 内 容 |
|--|--|
| <p>東京高円寺阿波おどりを通じた交流事業 (区共催)</p> | <p>①交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、交流自治体の祭りや行事に東京高円寺阿波おどり訪問団を派遣する。</p> <p>➡6月：名寄市 ➡7月：北塩原村 ➡9月：東吾妻町 ➡10月：南伊豆町 ➡3月：青梅市</p> <p>②交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、東京高円寺阿波おどり大会に参加する交流自治体阿波おどり連を募り、受け入れる。</p> <p>➡8月24日（土）</p> |
| <p>交流自治体中学生親善野球大会におけるホームビジット事業 (区共催)</p> | <p>杉並区を会場として10月に開催する交流自治体等親善野球大会に参加する台湾チームの生徒を対象にホームビジット（交流しながら日本を学べる体験会）を実施する。</p> |
| <p>国内外交流自治体との交流事業 (区共催)</p> | <p>交流自治体と連携して料理教室等の体験事業を実施し、お互いに顔の見える関係性をつくり、地域の持つ魅力に触れ、理解し相互交流を深めることを目的とした事業。</p> <p>➡特別区全国連携プロジェクト助成金対象事業</p> |

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

異なる世代・立場・国籍の人々が共生していくために、互いの文化を学び合い交流する機会を提供する。

| 項 目 | 事 業 内 容 |
|-----------|---|
| まるごと台湾フェア | 台湾の歴史や文化などを紹介し、理解を深めるとともに相互の交流を図る。映画、講演会、民芸品の展示のほか台湾物産をテントやキッチンカーにより販売する。 ➡11月 |
| 国際理解講座 | 様々な国の歴史や文化を体験や講演を通して紹介し、理解を深めてもらう講座。 ➡秋～冬に開催 |
| 日本語スピーチ大会 | 外国人に出身国のことや日本の生活体験などを日本語で発表してもらい、日本で暮らす外国人と区民との相互理解を図る。 ➡令和7年(2025年)3月8日(土) |

4 その他の事業

| 項 目 | 事 業 内 容 |
|--------------------|---|
| サポート委員の運営 寄附の周知 | 協会の運営を支える会員制度及び寄附制度の周知拡大を図っていく ➡年会費：個人（1,000円）、法人（20,000円） |
| 外国人のための無料専門家相談会 | 東京都外国人支援ネットワークに参加する自治体・団体がリレー方式で開催する相談会。弁護士・行政書士・税理士などの専門家と通訳の協力を得て、年1回開催する。 ➡令和7年(2025年)2月8日(土) |
| 翻訳・通訳依頼・講師派遣 | 協会の事業や地域のイベント等に通訳・翻訳者として参加・協力する語学ボランティアの登録・運営を進める。 |
| コミュかるショップの運営 | 交流自治体の名産品や杉並区公式キャラクター「なみすけ」のグッズ販売を通じて、杉並区及び交流自治体などの魅力を発信していく。 |

令和6年度

予 算 書

令和6年度一般財団法人杉並区交流協会収支予算書

| 収入の部 | 令和6年度 | 令和5年度 | 前年比 |
|-----------------------|-------------------|-------------------|---------------|
| | 74,587,000 | 80,371,000 | 92.8% |
| 1 区補助金 | 55,705,000 | 53,220,000 | 104.7% |
| ①管理費補助金 | 52,293,000 | 47,914,000 | 109.1% |
| ②事業費補助金 | 3,412,000 | 5,306,000 | 64.3% |
| 2 区分担金 | 18,652,000 | 25,021,000 | 74.5% |
| 都補助金 | 0 | 1,900,000 | - |
| 3 事業収入（事業参加費等） | 40,000 | 20,000 | 200.0% |
| 4 会費収入 | 190,000 | 210,000 | 90.5% |
| | | | |
| 支出の部 | 令和6年度 | 令和5年度 | 前年比 |
| | 74,587,000 | 80,371,000 | 92.8% |
| 1 事業費 | 3,412,000 | 3,156,000 | 108.1% |
| ①国内外の自治体交流の推進 | 630,000 | 655,000 | 96.2% |
| ②多文化共生社会の相互理解の向上 | 2,330,000 | 2,330,000 | 100.0% |
| ③その他の事業 | 452,000 | 171,000 | 264.3% |
| 2 管理費 | 52,293,000 | 47,914,000 | 109.1% |
| 3 分担金 | 18,652,000 | 29,071,000 | 64.2% |
| ① 外国人支援事業（実計） | 4,488,000 | 4,050,000 | 110.8% |
| ⑤ 子ども日本語教室（実計） | 5,023,000 | 4,784,000 | 105.0% |
| ⑥子ども日本語教室(阿佐谷教教室) | 1,050,000 | - | - |
| ⑦ 阿波おどり交流事業等 | 8,091,000 | 20,237,000 | 40.0% |
| 4 予備費 | 230,000 | 230,000 | 100.0% |

【参考】令和6年度 コミュかるショップの運営にかかる予算

| 収入の部（コミュかるショップ） | 令和6年度 | 令和5年度 | 前年比 |
|---------------------|------------------|------------------|--------|
| | 7,800,000 | 7,800,000 | 100.0% |
| 1 収入（商品の売上） | 7,800,000 | 7,800,000 | |
| | | | |
| 支出の部（コミュかるショップ） | 令和6年度 | 令和5年度 | 前年比 |
| | 7,800,000 | 7,800,000 | 100.0% |
| 1 支出（商品の支払い） | 7,800,000 | 7,800,000 | |